

伊丹市立図書館協議会傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）第 4 条第 1 項及び伊丹市立図書館協議会規則第 5 条の規定に基づき、伊丹市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第 2 条 協議会の会議を傍聴する者の定員は、協議会の委員長（以下「委員長」という。）が別に定める。

(傍聴の受付け)

第 3 条 傍聴の受付けは、審議会の当日、所定の場所で先着順に、開会予定時刻 30 分前までの間に行なうものとする。ただし、前条の定員に満たない場合はこの限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所等を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 4 条 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者や、酒気を帯びていると認められる者は傍聴することができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。

(2) 騒ぎ立てない。

(3) 示威的行為をしない。

(4) 飲食、喫煙をしない。

(5) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は会議の

妨げとなるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。
ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

4 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他委員
長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、指針第3条第1項ただし書の規定に基づき、会
議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければ
ならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、そ
の命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2
条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項
は、委員長が定める。

付 則

この要領は、平成14年 2月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年11月 1日から施行する。